

法定外公共物に関する同意書

様

年 月 日付で申請のあった加賀市所管の法定外公共物を開発区域に含めること及び新たに設置する公共施設のうち、加賀市財産とすることについては、都市計画法第32条第1項の規定に基づき、下記のとおり同意する。

加賀市長



記

1. 開発行為の場所
2. 開発行為の目的
3. 開発区域の面積
4. 工期
5. 加賀市所管の法定外公共物の所在、面積
 - (1)所在
 - (2)面積

道 路	水 路
その他	合 計
6. 都市計画法第40条第1項の規定による相互帰属の面積(予定)
 - (1)申請人に帰属する面積

道 路	水 路
その他	合 計
 - (2)加賀市に帰属する面積

道 路	水 路
その他	合 計
7. 新たに設置し加賀市に帰属することとなる公共施設に含まれる旧施設の面積(予定)

道 路	水 路
その他	合 計
8. 相互帰属が不適当となる施設の面積(予定)

道 路	水 路
その他	合 計
9. 開発許可を受けた者は、当該行為を途中で中止したときは、遅滞なく報告すること。
10. 開発行為の完了公告の後、速やかにこの写しを添付し相互帰属の申し出をすること。
11. 相互帰属が不適当となった施設については、加賀市長の指示に従うこと。